

平成 2 8 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

( 1 1 月 定 例 会 議 事 録 )

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 ( 木 ) 1 3 時 3 0 分 ~

津山市役所 2 F 大会議室

津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 ( 2 8 名 )

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	6 . 本 山 寛 文
8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修	10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一
12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
19 . 勝 山 修	20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎
25 . 太 田 裕 恭	26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘
29 . 石 本 惠 二	30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正
34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎	38 . 溝 口 節 子

欠 席 委 員 ( 6 名 )

4 . 平 田 行 男	7 . 大 山 正 志	14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾
33 . 尾 島 宏 明	37 . 河 本 廣 道		

事 務 局 ( 1 0 名 )

坂 手 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
元 清 水 主 任	杉 井 主 事	三 宅 主 任	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		

二 宮 参 与

## 議 事

- 議案第 58号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 59号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 60号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 61号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 62号 非農地証明願承認について
- 議案第 63号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第 64号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 65号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第 66号 津山農業振興地域整備計画に関する意見について
- 報告第 15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 16号 農地転用届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別紙のとおり

( 1 3 : 3 0 ~ )

事 務 局 長

失礼します。

定刻となりましたので、只今から、平成28年11月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員34名中28名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。

なお、4番平田委員、7番大山委員、14番坂本委員、15番福田委員、

33番尾島委員、37番河本委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

皆さん、ご苦労様でございます。寒い日が続いていますが、体には十分注意してやってもらうよう宜しくお願いします。

それでは、今日の審議が速やかに行くように宜しくお願いします。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもらうてよろしいか。

\*

日 笠 会 長

はい。

32番池田委員さん、34番山下委員さんお願いします。

\*

日 笠 会 長

はい。

よろしくお願いします。それでは、議案に入らせて頂きます。

事務局 ( 津 山 )

議案第58号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。議案第58号の説明をする前に、1件取下げがありましたので、議案の修正をお願いします。津1-1について取下げされましたので、議案からの削除をお願いします。それに伴いまして、3ページの合計欄の修正をお願いします。合計を10件、計を27,722.02㎡に、田を20,610.02㎡に、修正をお願いします。繰り返します。津1-1を削除、3ページ合計欄の合計を10件、計を27,722.02㎡に、田を20,610.02㎡に、修正をお願いします。

改めまして、議案第58号の説明を致します。今回、津山地区から4件、加茂地区2件、勝北地区2件、久米地区から2件の計10件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津1-2についてですが、横浜市の68歳男性から、鏡野町の61歳会社員女性への、増反による所有権移転です。住所地在鏡野町の為、鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明書が添付されており、鏡野町に確認したところ不耕作地等無いとのことでした。また、申請農地については現在、耕作が放棄された状況にあり、農地復旧計画書の添付を受けております。以上のことから、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-3についてですが、鏡野町の61歳女性から、神戸の36歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-4についてですが、八出の91歳女性から、同じく八出の62歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。譲受人の家族数は3人でいずれも職業を農業と記載しての申請となっておりますが、本人及び夫の農作業従事日数は年60日、母親の農作業従事日数は年30日としており、また、大型農機具等は所有していないとのこと。世帯で所有する農地を確認しましたが、所有す



続きまして、久5 - 2は一色の77歳の農業を営む女性から、大吉の60歳公務員男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第58号の説明は以上でございます。

日笠会長  
本山委員

はい、ありがとうございました。それでは、現地調査の説明をお願いします。

津1 - 4について、6番の本山から、現地調査の説明をさせていただきます。1月8日に事務局、委員3人で現地を確認させていただきました。先程の説明のように、譲受人は3,000㎡幾らかの土地を所有されている訳であります。その土地が現在不耕作地というような格好でありまして、事務局より指導があり、草刈りはされているようですが、その土地が今後有効に活用されるかどうかが問題であるなと思います。これから先も事務局よりの指導が必要かとは思いますが、この場では保留とするのが妥当だと思います。但し、この保留につきましても、12月再度現地調査をしていただきまして、耕起等、手を入れて、今後、水田として活用されるようでありましたら、その時点で許可していただけたらと思いますので、宜しくをお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

小島委員  
日笠会長

復旧計画書も出されていますので宜しくお願いします。

石本委員  
日笠会長

はい、ありがとうございました。

3区の福田さんが来てないので、石本さん。

29番石本です。津1 - 3、現地は分かります。本人もしています。

はい、ありがとうございました。

津1 - 4については、これも福田委員が来ていないので、僕が言います。事務局並びに、現地調査の委員さんの説明がありました件ですが、再三本人さんも言ってこられますが、12月1日に今度現地調査があるので、それまでに耕起されるようであれば、今は保留で、12月の審議にて許可で良いと思います。宜しくお願いします。今は草を刈ったばかりで、これから先がまだよく分からないので、耕起が始まって、作るんだということが分かれば、ええかと思えます。宜しくお願いします。

それでは、4区の方。

井家上委員

事務局の説明のとおりなんです。保育園も非常に子どもが増えまして、広野保育園には100名という園児がおられるそうです。食育も家でするのが本当なんです。今は0歳から保育園ということでございますので、保育園もしっかり小さい頃から、土を触らせて教育をしたいということでございますので、宜しくお願いします。

日笠会長  
山下委員

はい、ありがとうございました。6区の方。

34番山下です。分かれて住むようになりまして、1.4kmになりましたが、問題ないと思います。

日笠会長  
竹内委員

はい、ありがとうございました。

住所は智頭になっておりますが、お父さんが亡くなられて、常々加茂に帰って耕作している状況です。宜しくお願いします。

日笠会長  
赤堀委員

はい、ありがとうございました。7区の方。

28番赤堀が説明します。勝4 - 1と勝4 - 2これは兄弟でありまして、親子間での贈与であります。宜しくお願いします。

日笠会長  
太田委員

はい、ありがとうございました。

25番太田です。久5 - 1についてですが、問題ないと思います。宜しくお願い

日 笠 会 長 します。  
 光 成 委 員 はい、ありがとうございました。次を。  
 日 笠 会 長 13番光成です。先程の事務局の説明のとおり、問題ないと思います。  
 福 山 委 員 はい、ありがとうございました。今議案第58号に対して事務局並びに地元委員  
 日 笠 会 長 さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。  
 福 山 委 員 すみません。津1-5について質問があるんですが。  
 日 笠 会 長 はい、どうぞ。  
 福 山 委 員 22番福山です。耕作人数が0人になっていますが、耕作は誰がするのかという  
 日 笠 会 長 ののが分からないのですが。  
 事務局(津山) 事務局お願いします。  
 日 笠 会 長 耕作については理事長の佐々木さんが中心となってされると聞いています。  
 福 山 委 員 ということですが、よろしいか。  
 日 笠 会 長 はい、分かりました。  
 \* 他に何かありますか。  
 日 笠 会 長 ありません。  
 \* ありませんか。  
 日 笠 会 長 はい。  
 \* それでは、無い様でしたら、先程の話のように津1-4は保留にして、残りを許  
 可ということに賛成の方は挙手をお願いします。  
 \* 多数、挙手  
 日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。  
 事務局(津山) 議案第59号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程し  
 ます。事務局説明願います。  
 はい、失礼します。議案第59号の説明を致します。今回、津山地区から2件、  
 加茂地区から2件の計4件です。議案書のページは、4ページです。それでは、議  
 案書をもとに説明します。  
 まず、備考欄をご覧ください。今月審議分の申請から、転用においては、0円で  
 ない限り全て資金を証する書面を添付することとなっておりますので、資金証明に  
 ついての記載は、今後致しません。その代わりとなりますが、既に転用済みの追認  
 案件については、資金証明が不要であるため、解りやすいように追認案件と記載し  
 ております。今回、4条では津1-1、加2-2が該当します。なお、追認案件に  
 ついては、原則として顛末書の添付が必要ですので、追認案件の場合は、地元農業  
 委員の指導により顛末書が添付されているものと、お考えいただきますようお願い  
 します。また、従来、追認案件においても、現況地目は転用前の地目を表示して  
 ありましたが、来月の議案からとなりますが、現況地目については、現況のとおり  
 表示することと致しますので、よろしく申し上げます。  
 それでは、改めまして、議案書をもとに説明します。  
 津1-1番・檜の畑、246㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第  
 3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業用施設で、施設  
 の概要は、全高3m程度の農業用倉庫1棟と進入路です。転用事業者は、岡山市に  
 お住まいの公務員の男性です。申請地の北側隣接地が実家であり、トラクター等  
 の農業用車両の置場として、倉庫を設置し、宅地及び農地への進入路として造成し  
 いたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置、雨  
 水排水については、擁壁の内周に排水路及び沈殿柵を設け、既存水路に流すなど、  
 土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。土地改良  
 区には未所属です。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見れば問題ないもの  
 と考えます。

続きまして、津1 - 2番・東田辺の畑、163㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農業用施設で、施設の概要は、全高3m程度の農業用倉庫1棟です。転用事業者は、山方にお住いの農業を営む男性です。昨年、申請地を含む農地を取得し、耕作して来ましたが、3,000㎡を超える為、農業用機械を置いておきたいと考え、今回分筆し農業用施設として、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存畦畔の利用と、雨水排水については、排水施設と溜柵を設け、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。東田辺町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日笠会長  
事務局（加茂）

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区の説明を致します。

加2 - 1・加茂町行重の畑、938㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力29.7kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、加茂町行重にお住いの住職の男性です。自身も高齢になり、老後のことを考えて、今回、太陽光発電施設として造成するため転用するものです。転用に当たり、周囲は土塁及び法面工を施し、雨水については、敷地内に排水施設を設け、既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。坂元町内会から、排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては現地調査を行っております。

続きまして、加2 - 2・加茂町公郷の畑、355㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は、貸倉庫で、施設の概要は、全高4.5m程度の倉庫1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、加茂町公郷にお住いの会社役員の男性です。自らが経営している建設会社に倉庫がないため、自己所有の農地に倉庫を建築し、会社に貸していたものです。転用に当たり、境界部分については既存の法面を利用し、また、隣接の市道の高さまで盛土を施し、雨水については、建物の周囲には角フリュームで排水路及び集水枡を設け、既存の水路へ接続する、また、その他の敷地については碎石を敷き、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。上大東部落から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては現地調査を行っております。

議案第59号の説明は以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

山下委員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

34番山下です。8日に只友委員、南都委員と私、それと事務局とで行きました。加2 - 1なのですが、これは何にもやっていませんし、問題ないと思います。

加2 - 2は顛末書を付けての申請で、問題ないと思います。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第59号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

\*

日笠会長

はい。

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*  
日 笠 会 長

多数、挙手

はい、賛成多数という事でございます。

議案第60号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第60号の説明を致します。今回、津山地区から3件のみです。議案書のページは、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・高野本郷の田、645㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、河面に本店を置く、資本金の額1,000万円の株式会社で、主な業務は土木工事、建設業です。申請地については、事務所から近く、広さも適当であるとのことから、露天資材置場として造成していたものです。転用にあたり、境界部分については、土手を設け、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2番・国分寺の田、499㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、既存施設の拡張で、建蔽率は29%です。転用事業者は、国分寺に本店を置く、資本金の額300万円の有限会社で、主な業務は建築設備管理業務です。申請地北側隣接地に事務所があり、既存宅地に事務所と倉庫を増築するにあたり、露天駐車場が手狭となるので、従業員、来訪者、搬入トラック等の駐車場を造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面を設け種子を吹付け、雨水排水については、排水路と溜柵を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・東一宮の田、320㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高6m程度の居宅1棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は、上河原にお住いの公務員の女性です。現在、アパートに住んでいますが、自己住宅の建築を考え、生活環境が良く、職場に近いことから、申請地に居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続させ、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第60号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第60号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*  
日 笠 会 長

ありません。

\*  
日 笠 会 長

ありませんか。

\*  
日 笠 会 長

はい。

\*  
日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

多数、挙手

はい、賛成多数という事でございます。

議案第61号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認に



事務局（津山）

ついて上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。議案第61号の説明を致します。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページは、6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-4番・野村の田、374㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高7m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、新野東にお住いの会社員の男性です。現在、借家に住んでおりますが、子供も増え手狭となって来たことから、義理の父から借り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既設擁壁の利用とコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については内周に水路と溜桝を設け、既存水路に接続させ、生活排水については、合併浄化槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書と隣接地所有者の排水同意書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第61号の説明は以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第61号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

\*

はい。

日笠会長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*

多数、挙手

日笠会長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第62号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。

\*

写真回覧、休憩

日笠会長

写真を見てもろうたんで、再開させてもらいます。

筆頭者の方、説明をお願いします。

木下委員

津1-1について、説明致します。場所は川崎に林田保育園というのがありますが、その前です。備考欄のとおりなので、宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

福山委員

22番福山です。津1-2について説明します。家を新築した際に、進入路として使用してしまったということです。宜しくお願いします。

次に津1-3については、宅地として大きなのを建てているんですが、30年以上も経ちますし、致し方ないと判断します。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

次は福田委員の代わりに私が説明します。

津1-4については、荒神山で酪農をしょうるんですが、畜舎と道路との間に細長い農地があって、そこを牛の運動場として使っていたということです。宜しくお願いします。以上です。

次をお願いします。

目瀬委員

津1-5ですが、これは自宅が市道から20m奥に入った所で、新築して以来、進入路として使っています。ぐるりにネギなんかを植えていますが、大方は進入路なので、宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

勝山委員	19番勝山です。津1-6について、説明致します。場所は一宮の隧道から田辺に行く道がありますが、その辺りです。畑をしようとしたところ、笹が生えて、根が張って、平成8年頃に伐採し、自分で小屋を建てた状態でございますので、私も見ましたが、ええのを建っとるようです。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
山下委員	34番山下です。議案書に書いてあるとおりなので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
川崎委員	はい、勝4-1についてですが、これは戦後に食料不足の解消を目的に山を開墾して、サツマイモなんかを植えていましたが、人間が入るのもようようで、不便なため植林をしてしまったようです。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
光成委員	久5-1、久5-2を説明します。申請人は■■■■と■■■■ですが、両方とも大規模農家で、この申請も大きな農業用倉庫となっております。20年前に建てたそうですが、それからしてもまだ大きくされていますので、たくさん機械をもってらっしゃいます。現状として、地元に貢献し、一生懸命されていますので、致し方ないと判断しますので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
松岡委員	8番松岡です。久5-3、5-4について説明します。 久5-3の八社454-2については、自宅用の駐車場となっております。456-2については、公会堂の駐車場の一部となっております。 久5-4の八社691-3は自宅の進入路です。次に八社744-1、908、1691-3は平成16年頃に農機具が入らず、耕作不便なため、放棄してしまったということです。いずれも致し方ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次に現地調査をお願いします。
目瀬委員	津1-3について現地調査の説明をします。11月8日に神田委員、本山委員と一緒に現地の方へ参りました。議案書のとおり、面積も広くありますが、周辺も家が沢山建っております。居宅や納屋、駐車場等色々建っております、今から田に戻すのはまず無理だろうと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
太田委員	25番太田です。8日に現地調査に行きました。久5-1については、周りも写真のとおりで、山に囲まれておることと大規模農家ということもあり、やむを得ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。今議案第62号に対して、筆頭者並びに現地調査の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	ありませんか。
* 日笠会長	はい。
* 日笠会長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
日笠会長	多数、挙手
日笠会長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第63号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
木下会長代理	津1-1について、説明致します。場所は総社の上の方になります。大山委員と現地を見て、致し方ないと判断しました。備考欄に書いてあるとおりです。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
福山委員	22番福山です。津1-2について、説明します。原野化している状態ですの

				で、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
池	田	委	員	3 2 番池田です。場所は田邑の水島いうたばこ屋があるんですが、そこを300m北に行った所です。津1 - 3、津1 - 4は同じ世帯の申請です。親子です。山林化しています。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
勝	山	委	員	1 9 番勝山です。津1 - 5について説明します。場所は昭和池の頭で、詳しいことは備考欄に書いてありますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
山	下	委	員	3 4 番山下です。加2 - 1については、山林の状態になって、どうにもならん状態です。 それから、加2 - 2も同じ状態です。 加2 - 3ですが、筆数はあるんですが、大体かたまったような所で、手が付けられない状態になっております。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
寺	元	委	員	3 6 番寺元です。ここに書いてあるとおり、加2 - 4については、どうにもならない状況ですので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
松	岡	委	員	8 番松岡です。久5 - 1については備考欄に書いてあるとおりで、田んぼが原野化している状態で、どうにもならない状態です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第6 3号に対して、筆頭者並びに現地調査の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
	*			ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
	*			はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
	*			多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第6 4号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
事務局 ( 津山 )				はい、失礼します。それでは、議案第6 4号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。 今回の利用権設定は、通常の利用権設定によるものが1 3ページの表にありますように、田が24,826㎡です。筆ごとの権利の内訳は、1 4ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区8件、勝北地区1件、久米地区2件の計1 1件です。また農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるものが、1 5ページの表にありますように、田12,885㎡で、筆ごとの権利の内訳は、1 6ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区2件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第6 4号の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第6 4号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
	*			はい。
日	笠	会	長	よろしいか。
	*			はい。

日 笠 会 長      はい、賛成の方は挙手をお願いします。  
\*                      多数、挙手

日 笠 会 長      はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。  
議案第65号農用地利用配分計画案に係る意見について上程します。事務局簡単に説明願います。

事務局（津山）      はい、失礼します。それでは、議案第65号の説明を致します。議案書のページは17ページから24ページです。それでは、議案書をもとに説明します。  
この件につきましては、10月の定例会で、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が利用権設定の承認を得て中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、津山市が農用地利用配分計画案を作成するにあたり、意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。今回の配分計画案では、18ページから24ページの明細に記載のとおり、農地所有適格法人をはじめとする4法人、20個人への配分計画案となっており、全て問題ないものと考えます。  
議案第65号の説明は以上です。

日 笠 会 長      はい、ありがとうございました。今議案第65号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。

\*                      はい。

日 笠 会 長      よろしいか。

\*                      はい。

日 笠 会 長      はい、賛成の方は挙手をお願いします。  
\*                      多数、挙手

日 笠 会 長      はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。  
\*                      寺元委員、退室

日 笠 会 長      議案第66号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について上程します。  
事務局説明願います。

事務局（津山）      議案第66号の説明を致します。議案書のページは、25ページから29ページです。それでは、議案書をもとに説明します。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる変更点である、編入5件、除外19件、用途変更9件の合計33件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。参考として29ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について記載しております。  
それでは説明に移ります。内容が同じ様な案件は、まとめて説明させて頂きまず。  
まず、25ページの編入について説明します。1番、2番、5番については、以前農振除外しましたが、事業の取止め等により、必要と無くなった面積について編入するもので、問題ないものと考えます。3番、4番については、中山間地域等直接支払制度に取り組むため編入するもので、問題ないものと考えます。  
続きまして、25ページ下段からの除外について説明します。まず、除外1番、3番、8番についてですが、追認によるもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第2種と判断しております。1番については集落に接続する位置であり、3番及び8番については敷地を拡張するもので、いずれも集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外2番、4番、14番についてですが、一般住宅を建築するものです。除外後の農地区分は第1種となりますが、第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される住宅』に該当し、いずれも集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えま

す。続きまして、除外5番、7番、9番、10番、12番、13番、17番についてですが、追認によるもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は第1種となりますが、第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外6番についてですが、追認によるもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は第1種となりますが、第1種の例外許可規定である『都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外11番についてですが、一般住宅を建築するものです。除外後の農地区分は第1種となりますが、農業後継者ではなく、第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される住宅』に該当するか、判断が分かれる位置になります。また、代替性についてですが、申請地から直線でおよそ100m南東に、宅地と農振農用地ではない畑、合計500㎡程度の土地を所有しております。当初の計画では、そちらに建てようと既存の家を壊し、準備を進めていましたが、近隣との調整が整わず、断念したとのこと。また、この件については、現地調査を行っております。続きまして、除外15番、16番についてですが、追認によるもので、指導による農振除外申請となります。除外後の農地区分は第1種となりますが、第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される業務上必要な施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、問題ないものと考えます。続きまして、除外18番についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと議決された農地について、一括して農振除外するものです。続きまして、除外19番についてですが、太陽光発電施設を設置するものです。除外後の農地区分は第1種となります。第1種の例外許可規定のいずれにおいても、当申請の事業計画に記載されている内容の太陽光発電施設を許可出来る項目がなく、転用許可の見込みがないものと考えます。

続きまして28ページ中ほどから29ページの用途変更について説明します。用途1番、5番、6番、7番、8番については、追認によるもので、指導による用途変更申請となります。用途1は農業用駐車場、5番、7番、8番は畜産施設用地、6番は畑への進入路と、牛舎となっております。用途2番については、現在耕作している農地でブドウを栽培しており、その一部に農機具庫やビニールハウス加温用のプロパン庫を設置するため、農業施設用地に用途変更するものです。以前に転用届の提出を受けている案件で、問題ないものと考えます。用途3番については、申出地周辺で農業を行なうにあたり、より効率的に農作業を行なうため、利便性の高い申出地に農業倉庫等を設置するため、農業施設用地に用途変更するものです。申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。用途4番については、申出地が不整形なため、機械が入らず耕作不便な突端を畑として利用するために、そこへ至る進入路を設置するため、農業施設用地に用途変更するものです。申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。最後に、用途9番についてですが、育苗施設を設置するため、農業施設用地に用途変更するものです。なお、備考欄には稲の育苗施設となっておりますが、議案送付後に野菜の育苗施設に訂正との申出がありました。稲の部分を野菜に訂正をお願いします。転用事業者が耕作している農地は、この農地以外には、家の横に300㎡程度の畑が残るのみです。また、用途変更理由についてですが、高齢となり、農業後継者もおらず、きつい作業が困難となったことから、軽作業で出来る育苗施設設置を考えたとのこと、担当課より、苗の販売先等の根拠資料についても添付を求めたとのことですが、添付されておらず、規模決定の根拠等、全て不明です。

以上のことから、除外11番については、代替性の検討が尽くされていない

め、除外19番については、除外後に転用許可要件を満たさないものと考えられるため、また、用途変更9番については、必要性等の判断ができないため、これらの3つの案件を不相当とし、その他の30件については、相当とする旨回答することが相当と考えます。

議案第66号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。続いて除外の11について現地調査をお願いします。

内田委員 27番内田です。8日に現地調査に行きました。問題がありますので、除外についてはしないようにして下さい。

日笠会長 ありがとうございました。それでは確認します。除外11番、除外19番、用途9番を不相当とし、残りを相当とすることでよろしいか。

\* はい。

日笠会長 よろしいか。

\* はい。

日笠会長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

\* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

\* 寺元委員、入室

日笠会長 報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。

事務局(津山) はい、失礼します。それでは、報告第15号について説明します。議案書のページは30ページから33ページです。今回は、相続によるものが7件51筆となっております。

1-3・1-5・1-6については、現況が一部無断転用、雑草繁茂などの農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第15号の説明は以上です。

日笠会長 続いて、報告第16号農地転用届出書の受理について説明して下さい。

事務局(津山) はい、失礼します。報告第16号の説明を致します。議案書のページで申しますと、34ページです。今回は、1件のみです。

1-1は、農業用倉庫、及び農作業場をつくるというものです。

報告第16号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

\* ありません。

日笠会長 ありませんか。

\* はい。

日笠会長 無い様でしたら、事務局の方からお願いします。

事務局(津山) 失礼します。

私の方から、農地利用意向調査等の実施についてお諮りさせていただきたいと思っております。

皆様方に御尽力いただきました今年度の農地利用状況調査ですが、その結果のとりまとめた資料を本日皆様のお手元にお配りさせていただいております。

お手元にお配りさせていただいております資料についてですが、今回の調査結果を受けた今後の対応ごとに、(1)非農地通知対象農地一覧、(2)意向調査対象農地一覧、(3)勧告対象農地一覧として別けて作成させていただいております。また、(1)非農地通知対象農地一覧と(2)意向調査対象農地一覧については、意向調査や非農地通知につきましては、基本的には地区担当の農業委員さんに相談や連絡等

ご対応いただくこととなるうえ、筆数も多いため、農業委員さんごとで作成させていただきます。

このなかで、(2) 意向調査対象農地一覧についてですが、これは、意向調査送付対象者順に並べており、ここには、利用状況調査の結果、「黄」又は「緑」若しくは「赤並黄」、つまり圃場整備された農地で遊休農地化している農地及び農地として再生利用が可能と判断していただいた農地の一覧であり、これにつきましては、意向調査を行う対象の農地の一覧となっております。

また、(3) 勧告対象農地一覧は、区域順の担当農業委員順に並べており、昨年度までに行っている意向調査の結果、農地として利用する又は回答のなかった農地等で、今年度の利用状況調査時点でも遊休農地としてみている農地の一覧であり、農地中間管理機構との協議の勧告対象となる農地の一覧となっております。なお、今年度の税制改正によって、勧告を行った農地には課税強化されることとされているため、このまま勧告を行うと、課税強化される農地の一覧でもあります。

先月までにもお伝えしておりますが、今月末までには意向調査及び勧告を実施することとされておりますので、基本的には、このリストで送付させていただくことを御審議いただきたいと思います。

なお、意向調査や勧告は耕作者又は所有者に対して送付しますが、送付対象者が死亡している場合は、とりあえずは、送付対象者の住所地に送付させていただくことを基本として予定しておりますが、所有者調査の結果、対象者の配偶者及び子が居ない場合や2分の1以上の持分の所有者が不明となる場合は、意向調査ではなく公示することとなります。

なお、御了承いただきましたら、11月末日付で、意向調査及び勧告を行うこととなりますが、利用状況調査時点から変更等があり、既に復旧しているなど意向調査又は勧告をすべきでない対象がありましたら、来週金曜日、11月18日までに御連絡いただきましたら、送付しないようにさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、お忙しい中大変お手数ですが、一覧を御確認いただき、対象から外すべき農地がある場合は、来週中までに事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、勧告対象の農地につきましては、御了承いただいた後に、今一度農地中間管理機構に対して、当該農地について借り受けの基準に適合するか否かの照会を行う予定であり、この回答などによっては、勧告対象から外れる又は勧告を行う時期が遅れることがありますことも御了承いただきますようお願いいたします。

また、これまでの意向調査でもありましたが、耕作者と対象農地の所属区が異なっていたりすることが多々あります。意向調査につきましては、対象農地の所属区の委員さんが地区担当農業委員とされますが、これまででもしていただいておりますように、農業委員さん相互に連携をとって御対応いただきますようお願いいたします。

農地利用意向調査等についての説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。事務局からありましたが、区域ずつにリストを分けていますので、復旧等あれば事務局まで言ってください。

池 田 委 員

ごつつうあるなあ、死亡したのはどねえなるん。調べても分からんのんがあるう。

日 笠 会 長  
事務局（津山）

事務局お願いします。  
処理にもよりますが、調べて送るようになります。対象者、所有者がどなたになるのかということ。まずもって、住所地に送らせてもらうか、調べて間に合えば、そこへ送るようになります。

光 成 委 員

(2)と(3)なんだけど、(2)は勧告対象でないの。

事務局（津山）	（２）は現段階では勧告対象でなく、これから意向調査を行うものです。
光成委員	まだ出してない分か。分かりました。
事務局（津山）	これからこのリストで出すことについて、ご承認をいただきたいということです。
光成委員	そういうことね。
日笠会長	骨が折れるようじゃど、宜しく頼みます。もし、変更があれば事務局へ１８日までと言って下さい。
	ということで、皆さんこの表で送らせてもらってよろしいか。
*	はい。
日笠会長	はい。では、そのようにさせていただきます。
福山委員	すみません、問題が特になければ連絡は不要ですね。
日笠会長	そうです。
福山委員	分かりました。
日笠会長	それでは、次回の開催連絡をお願いします。
事務局次長	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の１２月の定例委員会ですが、１２月５日月曜日午後１時３０分より、市役所２階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の１２月の定例委員会ですが、１２月５日月曜日午後１時３０分より、市役所２階大会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、１２月１日木曜日午前９時３０分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。
	津山地区につきましては、３８番溝口委員さん、７番大山委員さん、１４番坂本委員さんをお願い致します。
	加茂・阿波地区につきましては、３６番寺元委員さん、１１番竹内委員さん、１２番只友委員さんをお願い致します。
	勝北地区につきましては、４番平田委員さん、９番内藤委員さん、２６番川崎委員さんをお願い致します。
	久米地区につきましては、８番松岡委員さん、１０番植本委員さん、１３番光成委員さんをお願い致します。
	次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。
木下会長代理	それでは、これもちまして１１月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。
*	お疲れ様でした。

（１４：４５終了）



上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 印

---

署名委員 印

---